

令和7年度小学生向けエシカル消費推進シールデザイン制作・印刷業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年11月7日

くらし安全・消費生活課長

1 業務の概要

（1）業務名

令和7年度小学生向けエシカル消費推進シールデザイン制作・印刷業務

（2）業務の目的

持続可能な社会の実現に向けて、長野県の未来を担う子どもたちに対し、人・社会、環境、地域に配慮した思いやりのある消費行動「エシカル消費」への理解を促進するため、啓発用物品として長野県PRキャラクター「アルクマ」を用いたシールを制作し、県内の小学校1年生に配布を行う

（3）業務内容

- ① シールデザインの制作
- ② シール印刷
- ③ シール梱包等業務

（4）仕様等

別添仕様書（案）のとおり

（5）企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）の内容を踏まえ、以下を提案してください。

- ① アルクマを用いたシールデザインラフ1案以上
- ② デザインラフ案の考え方、ポイント等の解説
- ③ 業務等に関する経費及びその内訳
- ④ その他（上記以外で特に提案する事項やアピールする点）

（6）履行期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

（7）費用の上限額

636,900円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加す

ることができない者でないこと。

- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては、県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 契約後、長野県庁で行う打ち合わせに参加できること。
- (8) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (9) 過去5年以内に、類似業務の実績がある者であること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（（5）①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第3号の附表の1及び2による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

担当 宮坂

電話 026-235-7151（直通）

電子メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年11月17日（月）午後5時必着

（土、日曜日及び休日※は除く。持参の場合、提出時間は午前8時30分から午後5時まで。）

（※）長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日という。以下同じ。

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出方法 持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限りです。

郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6（4）①）の3日前までに、書面によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりくらし安全・消費生活課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
ア 受付場所 3（4）に同じ。
イ 受付時間 上記②の期間中、午前8時30分から午後5時まで。（土、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4 説明会

- (1) 開催日時 令和7年11月19日（水）午前10時から（30分程度）
- (2) 開催方法 オンライン（Microsoft Teamsを想定）
- (3) 留意事項

- ① 説明会には必ず参加してください。企画提案を求める内容の詳細等を説明します。
- ② 説明会を欠席した場合は、参加申込の辞退をしたものとみなしますので、ご注意ください
- ③ 説明会に参加する方の情報（氏名、メールアドレス）を、参加申込書とともにお知らせください。令和7年11月18日（火）午後5時までに参加申込者に対し、オンラインミーティング用アドレスをメールでご案内いたします。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3（4）に同じ。
- (2) 受付期限 令和7年11月27日（木）まで。
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで。（土、日曜日及び休日は除く。）
- (4) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メール等により提出するものとします。
- (5) 回答方法 質問者に対してメールにより回答するほか、くらし安全・消費生活課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年12月1日（月）までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

- (1) 企画提案書の作成様式
様式第8号による。
- (2) 企画書の作成様式

① 企画提案書（様式第8号）及び企画書（様式第8号の附表1）

企画書は別に定める仕様書（案）に示した内容を踏まえて作成してください。なお、様式8号の附表の記載項目が網羅されていれば独自様式でも結構です。また、企画書は原則A4サイズで作成して下さい。

② 経費見積書

③ 会社概要やパンフレット

（3）企画書記載上の留意事項

① 企画書は、仕様書（案）の内容を踏まえた上で、6（5）の選定基準を参考に提案してください。

② 業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1（7）に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

③ 当該業務の一部を再委託する場合はその旨を企画書に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

（4）企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限 令和7年12月5日（金）午後5時必着

（土、日曜日及び休日は除く。持参の場合、提出時間は午前8時30分から午後5時まで。）

② 提出先 3（4）に同じ。

③ 提出部数 7部

④ 提出方法 持参、郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までにくらし安全・消費生活課に到達したものに限りです。郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

（5）企画提案の選定基準

評価項目			評価内容（要求内容）	配点
実施体制	運営体制		業務実施に必要な業務の管理・運営体制が整っており、業務の進行管理が適切に行えることが見込まれること。	10
	県窓口等との連携		県及び関係機関との連絡調整、報告を適切に行う体制となっていること。	5
	類似事業の履行実績		類似事業の履行実績などから、事業の運営を円滑に行うことが見込まれること。	5
実施内容	実施計画 （スケジュール含む）		業務の目的、発注仕様書の内容を満たした提案となっていること。	10
	シール デザイン	長野県版エシカル消費	長野県版エシカル消費を分かりやすく伝えるための工夫はされているか。	10
		配布対象	配布対象を理解し、効果的な普及啓発のための工夫はあるのか。	10
		アルクマの使用	アルクマの使用に関する規程を遵守しているか。	10
		シールの形状	台紙1枚あたりのシールの枚数や形状等に工夫がされているか。	10
	環境への配慮		使用する素材等に環境への配慮はあるか	10
	実現可能性		提案内容、スケジュール等から確実な実施が可能であること。	10
経済性	費用対効果		業務の実施に必要な経費が適切に見積もられ、内容や効果等から見て適切な範囲内であるとともに、県の予算の範囲内であること。	10
合計得点				100

(6) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案評価会議を開催し、各評価委員の評価点数の合計の最も高い者を見積業者として選定します。なお、評価点数の合計の最も高い者が2人以上だった場合は、各評価委員の意見を踏まえた上で、評価座長の判断によりその中から1者の見積業者を選定します。

なお、各評価委員の評価点数の合計点が総点数の6割未満の場合は選定しないものとします。

- ② 提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。

- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所

令和7年12月9日(火) 長野県庁を予定 (会場及び時間は各参加者へ個別に連絡します。)

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書によりくらし安全・消費生活課長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第9号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ① (7) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）によりくらし安全・消費生活課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付
 - ア 受付場所 3(4)に同じ。
 - イ 受付時間 上記①の期間中、午前8時30分から午後5時まで。（土、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添「契約書（案）」のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3

日目が土、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後5時まで（に）に、見積書（様式第14号）を指定された方法によりくらし安全・消費生活課長に提出するものとします。

- （2）見積書が8（1）の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- （3）見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- （4）見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、くらし安全・消費生活課において閲覧に供します。

10 その他

- （1）契約書作成の要否
必要とします。
- （2）関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

担当 宮坂

電話 026-235-7151（直通）

電子メール kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

- （3）必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- （4）企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- （5）本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。